

独立行政法人勤労者退職金共済機構会計規程

(平成15年10月1日)

改正 平成19年 3月15日
改正 平成19年12月26日
改正 平成20年 3月13日
改正 平成21年 3月10日
改正 平成23年10月 1日
改正 平成24年 6月29日
改正 平成25年 4月 1日
改正 平成26年 4月 1日
改正 平成27年 4月 1日

独立行政法人勤労者退職金共済機構会計規程を次のように定める。

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 会計機関（第6条～第10条）
- 第3章 資産の管理（第11条～第15条）
- 第4章 予算及び支払計画（第16条～第25条）
- 第5章 出納（第26条～第30条）
- 第6章 契約（第31条～第37条の2）
- 第7章 伝票、会計帳簿（第38条）
- 第8章 報告及び決算（第39条～第49条）
- 第9章 雑則（第50条～第51条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関する基準を確立して、機構の業務の適正、かつ、能率的な運営を図るとともに、財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

（内容）

第2条 この規程は、財務及び会計に関する組織、職務分掌及び権限を示し、かつ、会計処理手続きの基本的事項を定めたものである。

(適用範囲)

第3条 機構の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退法」という。）、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）、独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第152号。以下「省令」という。）、その他の法令並びに独立行政法人会計基準（以下「基準」という。）、業務方法書及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定める条項の細部の取り扱いその他機構の財務及び会計に関し必要な事項は、別に細則を設けることができる。

3 この規程及び前項の規定による細則に定めのない事項及び運用上の疑義の解釈は、理事長が判断する。

(会計原則)

第4条 機構の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

(1) 機構の財政状態及び運営状況に関して真実な内容を明りょうに表示すること。

(2) 機構が実施するすべての取引について、正規の簿記の原則に従って、正確に記録整理をすること。

(3) 資本取引と損益取引とを明りょうに区別して整理すること。

(4) 会計処理の方法及び手続を毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(勘定の区別及び勘定科目)

第5条 機構の各経理単位（省令第12条第2項に規定する給付経理及び特別給付経理並びに特別共済事業に係る事務に附する取引を経理するもの（以下「特別業務経理」という。）及び特別共済事業以外の事業に係る事務に関する取引を経理するもの（以下「業務経理」という。）の単位をいう。ただし省令第12条第1項に規定する財形勘定及び附則第5条第2項に規定する雇用促進融資勘定については勘定単位）における貸借対照表勘定は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、さらに資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分し、純資産の部は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金又は繰越欠損金、その他有価証券評価差額金に区分する。

2 機構の各経理単位（省令第12条第1項に規定する財形勘定及び附則第5条第2項に規定する雇用促進融資勘定については勘定単位）における損益勘定は、

それぞれ収益及び費用に区分し、収益は経常収益及び臨時利益に、費用は経常費用及び臨時損失に区分する。

- 3 前2項の規定による各勘定は、別に定める勘定科目及び内訳科目に区分して、取引の計算整理を行うものとする。

第2章 会計機関

(会計機関)

第6条 機構に省令第12条に規定する勘定（同条第1項に規定する財形勘定及び附則第5条第2項に規定する雇用促進融資勘定を除く。）ごとに次に掲げる会計機関を置き、それぞれ理事長の定めるところにより役員又は職員を充てるものとする。

- (1) 給付経理契約担当役
給付経理出納命令役
給付経理現金出納役
給付経理物品管理役
給付経理物品出納役
給付経理不動産管理役
- (2) 業務経理契約担当役
業務経理出納命令役
業務経理現金出納役
業務経理物品管理役
業務経理物品出納役
業務経理不動産管理役
- (3) 特別給付経理契約担当役
特別給付経理出納命令役
特別給付経理現金出納役
特別給付経理物品管理役
特別給付経理物品出納役
特別給付経理不動産管理役
- (4) 特別業務経理契約担当役
特別業務経理出納命令役
特別業務経理現金出納役
特別業務経理物品管理役
特別業務経理物品出納役
特別業務経理不動産管理役

- 2 機構に財形勘定及び雇用促進融資勘定ごとに、次に掲げる会計機関を置き、

それぞれ理事長の定めるところにより役員又は職員を充てるものとする。

契約担当役
出納命令役
現金出納役
物品管理役
物品出納役
不動産管理役

3 前2項の役員又は職員に事故があるときは、理事長は臨時に他の役員又は職員にその事務を代理させるものとする。

(会計機関の職務)

第7条 会計機関の職務は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項の給付経理、業務経理、特別給付経理及び特別業務経理の各契約担当役並びに前条第2項の契約担当役(以下単に「契約担当役」という。)は、契約その他収入又は支出の原因となる行為及び債権の管理を担当する。ただし、次に掲げる契約については、理事長が行うことを妨げない。

イ 中退法第2条第3項及び第5項の規定による退職金共済契約

ロ 中退法第72条第1項の規定による業務の委託に係る契約

ハ 中退法第77条第1項、第2項及び第3項の規定による余裕金の運用に係る契約

(2) 前条第1項の給付経理、業務経理、特別給付経理及び特別業務経理の各出納命令役並びに前条第2項の出納命令役(以下単に「出納命令役」という。)は、債務者に対する納入の請求並びに現金出納役に対する現金、預金又は有価証券の出納命令及び勘定科目相互間の振替命令を担当する。

(3) 前条第1項の給付経理、業務経理、特別給付経理及び特別業務経理の各現金出納役並びに前条第2項の現金出納役(以下単に「現金出納役」という。)は、前号の規定による出納命令役の命令を受けて現金の出納保管、預金の預入引出及び有価証券の受払保管を担当する。

(4) 前条第1項の給付経理、業務経理、特別給付経理及び特別業務経理の各物品管理役並びに前条第2項の物品管理役(以下「単に物品管理役」という。)は、物品(現金、預金及び有価証券以外の動産をいう。以下同じ。)の管理及び物品出納役に対する物品の出納命令を担当する。

(5) 前条第1項の給付経理、業務経理、特別給付経理及び特別業務経理の各物品出納役並びに前条第2項の物品出納役(以下単に「物品出納役」という。)は、前号の規定による物品出納役の命令を受けて物品の出納及び保管を担当する。

(6) 前条第1項の給付経理、業務経理、特別給付経理及び特別業務経理の各不

動産管理役並びに前条第2項の不動産管理役（以下単に「不動産管理役」という。）は、不動産（土地、建物及び付属設備並びに構築物をいう。以下同じ。）の管理を担当する。

（会計機関の兼職禁止）

第8条 会計機関のうち、契約担当役と出納命令役、出納命令役と現金出納役及び物品管理役と物品出納役とは、それぞれ兼ねることができない。

（会計業務上の責任）

第9条 機構の役員及び職員は、機構の財務及び会計に関して適用又は準用される法令及びこの規程に準拠し、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。

2 機構の役員及び職員は、故意又は重大な過失によって機構に損害を与えたときは、その損害に対し、弁償の責めに任じなければならない。

3 機構の役員及び職員は、善良な管理者の注意を怠ったことによって機構に損害を与えたときは、その損害に対し弁償の責めに任じなければならない。

（損害の調査及び弁償命令）

第10条 理事長は、会計機関又は現金出納役若しくは物品出納役の事務の一部を補助する者が機構に損害を与えたとき、又はその事実を発見したときは、理事又は職員に命じて、その損害の額及び内容並びに責任の有無及び程度を調査させなければならない。

2 理事長は、前項の調査の結果、弁償の責めがあると認めるときは、前条の規定によりその者に対して弁償を命ずるものとする。ただし、損害の程度の軽微なものについてはこの限りでない。

第3章 資産の管理

（資産の価額）

第11条 機構が資産を取得したときの記帳価額は、原則として当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。

（資産の保管）

第12条 現金出納役は、次の各号に定めるところにより、資産の保管をしなければならない。

（1）現金、預金の通帳又は信託証書、預り証書その他これらに準ずる証書若しくは証券は、厳重に取扱い、社外若しくは社内金庫に保管しなければならない。

（2）有価証券は、信託業務を営む金融機関または信託会社へ信託するもののほか振替機関または口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条に規定する振替機関及び口座管理機関をいう。）に口

座を開設し、保護預けしなければならない。

- 2 物品の管理及び取扱いについては、別に定める。
- 3 不動産は、登録をし、かつ、土地については、常時その境界を明らかにし、土地以外の不動産については損害保険に付しておかなければならない。

(固定資産の価額削除)

第13条 固定資産が滅失し、又はこれを譲渡、交換、撤去若しくは廃棄したときは、その価額を削除する。

(債権管理の基準及び会計の処理)

第14条 機構は、納入期限までに払込みをしない債務者に対してその払込みを催促し、収入の確保を図らなければならない。ただし、債権を行使するため必要とする費用がその債権の額を超えると、又は理事長において債権の効力を変更することが明らかに機構に有利であること、その他やむを得ない理由があることによりその必要があると認められたときにおいては、この限りでない。

- 2 機構は、債権の取立てが著しく困難であると理事長が認めたときは、これを貸倒れとして整理することができる。
- 3 前項の規定により、債権を貸倒れとして整理したときは、当該金額にかかる価額を削除する。
- 4 前3項の規定によるほか、財形融資事業及び雇用促進融資事業の債権管理については、それぞれの要領に定めるところによる。

(資産の交換等の制限)

第15条 通則法第48条第1項に規定する重要な財産に該当しない資産であつて現金以外のものについては、これを交換し、適正な対価なくして譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は支払手段として用いてはならない。ただし、理事長において機構の目的を達成する必要があると認めた場合においては、この限りでない。

第4章 予算及び支払計画

(予算実施計画等の示達)

第16条 理事長は、通則法第31条第1項に定める年度計画の予算、収支計画及び資金計画に基づいて、契約担当役ごとに年間の実施計画（以下「予算実施計画」という。）を作成し、これを当該契約担当役に示達するものとする。

- 2 理事長は、必要があるときは、前項の規定により、契約担当役に示達した予算実施計画を変更することができる。この場合には、理事長は、変更した予算実施計画を当該契約担当役に示達するものとする。

(予算の実施)

第17条 契約担当役は、前条の予算実施計画の範囲内において、契約その他支

出の原因となる行為を行うものとする。ただし、別に定めるところにより年度を越えて契約することが適当と認められるときは、翌年度以降の支出に係る部分についてはこの限りでない。この場合において、年度毎の支出については当該年度の予算実施計画の範囲内に限り行なうことができるものとする。

(予算の流用等)

第18条 契約担当役は、第16条の規定により示達された予算実施計画に基づく予算を流用し、又は当該予算実施計画に定める目的のほかこれを使用的是ならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、理事長の承認を受けて、相互流用することができる。

(予算の繰越し)

第19条 契約担当役は、予算実施計画に基づく予算を翌事業年度に繰り越して使用する必要があるときは、理事長の承認を受けなければならない。

(支払計画の示達)

第20条 理事長は、第16条による予算実施計画に基づき、出納命令役ごとに支払計画を定め、これを当該出納命令役に示達するものとする。

2 理事長は、必要があるときは、前項の規定により出納命令役に示達した支払計画を変更することができる。この場合には、理事長は、変更した支払計画を当該出納命令役に示達するものとする。

(退職金共済事業における資金の調達及び運用)

第21条 出納命令役(省令第12条第1項に規定する財形勘定及び附則第5条第2項に規定する雇用促進融資勘定の出納命令役を除く。以下同条において同じ。)は、機構の退職金共済事業の経営活動を円滑に遂行するため、計画的かつ効率的な資金の調達及び運用の実現につとめるものとする。

2 出納命令役は、退職金共済事業の資金繰り状況を検討し、資金の調達又は運用に關し的確な施策を講じ、理事長の決裁を得て適時に実施しなければならない。

3 退職金共済事業の資金の調達は、必要に応じて、理事長の決裁を得て通則法第45条に定めるところにより短期借入の方法により行うことができる。

(勤労者財産形成促進事業及び雇用促進融資事業における資金の運用)

第21条の2 省令第12条第1項に規定する財形勘定及び附則第5条第2項に規定する雇用促進融資勘定における資金の運用に關し必要な事項は、別に定める。

(担保の提供)

第22条 資金の借入れのため、機構の財産を担保に供する場合には、理事長の決裁を得て、通則法第48条に定めるところにより行う。

(支払の命令)

第23条 出納命令役は、第20条の規定により示達された支払計画を超えて支払の命令を発することができない。

(予算科目)

第24条 予算科目については、別に定める。

(勘定科目)

第25条 勘定科目については、別に定める。

第5章 出 納

(収納及び支払)

第26条 出納命令役は、現金の収納又は支払をする場合には、その根拠となる収入又は支出の内容を調査決定のうえ、債務者に対し納入を請求し、又は現金出納役に対し収納若しくは支払の命令を発するものとする。

2 前項の規定は、有価証券の受入又は払出について準用する。

(金融機関との預金取引)

第27条 現金出納役は、中退法第77条第1項第2号の規定による金融機関に、経理単位（第6条第2項に規定する現金出納役については、勘定単位）ごとに自己名義の預金口座を設けるものとする。

(預金及び手もと現金)

第28条 現金出納役は、現金を受け入れたときは、前条の規定による預金口座に振り込むものとする。ただし、支払資金のうち業務上必要な手もと現金については、この限りではない。

2 前項ただし書の規定による手もと現金の限度額は、別に定める。

(小切手の振出し等)

第29条 小切手の振出し又は預金の払戻請求書は、出納命令役の命令により現金出納役がこれを行うものとする。

2 前項の規定による小切手又は預金の払戻請求書の作成は、支払の決議書又は銀行預金引出決議書によるほか、会計伝票に基づかなければ振り出し又は作成することができない。

3 その他小切手の取扱いについては、別に定める。

(前金払及び概算払)

第30条 事業運営上特に必要がある場合であって、次の各号の一に該当し、かつ、相手方の信用が確実であるとき、又は確実な保証があるときは、前金払又は概算払をすることができる。

(1) 前金払又は概算払をすることにより契約等を有利になし得るとき。

(2) 契約等の性質上又は慣習上前金払又は概算払が必要であるとき。

2 前項の規定により、前金払のできるのは次の各号に掲げる経費とし、概算払

のできるのは次の各号中第1号から第6号までに掲げる経費とする。

- (1) 工事請負代金及び物品の製作代金
- (2) 外国から購入する物品及び図書資料の代金
- (3) 研究、調査、資料の収集等の委託費
- (4) 官公署に対し支払う経費
- (5) 負担金
- (6) 旅費
- (7) 出版及び放送に要する経費
- (8) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に支払う料金
- (9) 通信費、運賃及び保険料
- (10) 土地、建物その他の物件の借料

3 前項の前金払又は概算払をする場合の金額は、業務上特別の必要がある場合を除き、契約金額又は契約の予定金額の10分の4以内とする。

4 第2項に掲げる経費以外のものについても特別の必要がある場合においては、理事長の承認を受けて前金払又は概算払をすることができる。

第6章 契 約

(契約の方式)

第31条 機構は、売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合には、第33条及び第34条に定めるところにより、指名競争契約又は随意契約に付することができる場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争入札により契約を締結するものとする。

2 契約については、第32条から第37条に定める事項以外の取扱いについては、別に定める。

(一般競争契約の方式)

第32条 機構は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告して申込みをさせることにより行うものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 一般競争入札執行の日時及び場所
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(指名競争の要件)

第33条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指名競争入札により契約を締結することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札による

ことが適当でないと認められるとき

(2) 一般競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき

(3) 契約の予定価格が少額であるとき

(随意契約の要件)

第34条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。

(1) 契約の性質又は目的により一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）によることが適当でないと認められるとき

(2) 緊急の必要により競争入札により契約を締結することができないと認められるとき

(3) 競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき

(4) 契約の予定価格が一定額以下の少額であるとき

(5) 競争入札を行った場合において、入札者がいないとき

(6) 競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいないとき

(7) 競争入札の不調等が生じた場合において、中期計画等の達成が困難となるおそれがあるとき

(8) 現に契約履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に直接関連する契約を現に履行中の契約の締結者以外の者をして履行させることが不利であるとき

(9) 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき

(10) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

(落札)

第35条 競争入札は、第32条第2号に掲げる入札資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した入札を除き、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、支払の原因となる契約について相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 契約の性質又は目的から前項の規定により難しいものについては、予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が機構にとって最も有利な申込み(同項ただし書きにあっては、次に有利な申込み)をもって落札とすることができる。

(契約の解除)

第36条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除しなければならない。ただし、契約の存続が機構の利益に適合すると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかったとき又は履行完了の見込みがないとき。
- (2) 契約の履行につき不正行為があったとき。
- (3) 契約の履行に関し、故意に機構の職員の指揮監督に従わなかったとき。
- (4) その他機構の都合により必要と認めたとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく、相手方に通知しなければならない。

(一般競争契約に関する規定の準用)

第37条 第32条及び第35条の規定は指名競争契約について準用する。

(契約監視委員会)

第37条の2 機構の契約の点検、見直しを行うため、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を設置する。

2 契約監視委員会の設置に係る規程は別に定める。

第7章 伝票、会計帳簿

(会計伝票)

第38条 機構の資産、負債及び純資産の増減異動並びに収益及び費用の発生に関する一切の取引については、会計伝票を作成し、これにより記帳整理をしなければならない。

2 会計伝票は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とし、その様式及び作成手続きその他については、別に定める。

第8章 報告並びに決算

(月次報告)

第39条 契約担当役及び出納命令役は、月次残高試算表及び収入支出報告書を毎月作成し、翌々月末日までに理事長に提出しなければならない。

2 月次残高試算表及び収入支出報告書の様式は、別に定める。

(財務諸表及び決算報告書)

第40条 契約担当役及び出納命令役は、毎事業年度、その所掌にかかる貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)、事業報告書、決算報告書を作成し、理事長に提出しなければ

ばならない。

2 前項の財務諸表及び決算報告書の様式は、別に定める。

(財務諸表等の公開)

第41条 理事長は、通則法第38条第1項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表（附属明細書を除く。）を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えておき、省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(有価証券の評価基準及び評価方法)

第42条 有価証券の取得原価は、購入価額に手数料等の付随費用を加算し、これを平均原価法等の方法を適用して算定した金額とする。

2 有価証券は、保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(1) 売買目的有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券(以下「売買目的有価証券」という。)は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。

(2) 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券(以下「満期保有目的債券」という。)は、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(3) 関係会社株式

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首の取得原価を洗い替えなければならない。

(4) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的債券及び関係会社株式以外の有価証券(以下「その他有価証券」という。)は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその金額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額につ

いては、純資産の部に計上される他の剰余金と区別して記載しなければならない。

- 3 満期保有目的債券及びその他有価証券のうち市場価額のあるものについては時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

(固定資産の価額改定)

- 第43条 有形固定資産の価額が、機能の減少、災害その他の事由により著しく不相当となったときは、これを適正な価額にしなければならない。

(有形固定資産の減価償却)

- 第44条 有形固定資産（土地及び建設仮勘定に計上されているものを除く。以下「有形固定資産」という。）は、毎事業年度末において資産の種類ごとに、定額法により減価償却しなければならない。

- 2 前項の規定により、減価償却をする場合における残存価額は、取得価額の10分の1に相当する金額とする。
- 3 第1項の規定により減価償却をする場合における耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）の定めるところによる。
- 4 法定耐用年数の全部又は一部を経過した有形固定資産を取得し、その将来の残存耐用年数が明らかでない場合には、法定耐用年数の全部を経過したものについては、当該法定耐用年数の10分の2に相当する年数を、法定耐用年数の一部を経過したものについては、当該法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の10分の2に相当する年数を加算した年数を法定耐用年数とみなし、償却額を計算するものとする。この場合において、1年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 有形固定資産を増築若しくは改築し、又は修繕その他改良を加えた場合には、理事長の承認を受けて、前2項の規定による耐用年数を延長することができる。
- 6 事業年度の中途において取得した有形固定資産の当該事業年度における償却額は、前5項の規定により計算した償却額に、経過月数を12で除して得た数を乗じて得た金額とする。
- 7 前条の規定により有形固定資産の価額を改定した場合は、その改定後の価額を取得価額とし、残存耐用年数を法定耐用年数とみなし、前6項の規定により償却額を計算するものとする。
- 8 有形固定資産の減価償却累計額は、その資産が属する科目ごとに、その取得原価から控除する形式で記載しなければならない。

(無形固定資産の減価償却)

第45条 無形固定資産のうち減価償却資産(以下「無形減価償却資産」という。)は、別に定める。

2 無形減価償却資産は、毎事業年度末日において、その取得価額を基礎とし、残存価額を零として、期間の定めのあるものについてはその期間、期間の定めのないものについては、法人税法に規定する方法に準じて、均分して償却処理する。なお、減価償却累計額を控除した未償却残高を記載するものとする。

(建設附属設備の償却)

第46条 償却資産の増築、改築及び修繕に要した費用のうち、当該資産の通常の維持又は管理に必要と認められる金額を超える金額については、毎事業年度末日において、その金額を基礎とし、残存価額を10分の1として法人税法に規定する方法に準じて、定額法により償却しなければならない。

2 前項の資産の増築費等の減価償却累計額は、間接法によるものとする。

(減損処理)

第47条 固定資産は、減損に関する処理を行わなければならない。

2 固定資産の減損に関し必要な事項は、別に定める。

(退職給付引当金)

第48条 退職給付引当金は、役員及び職員の退職金の支給に充てるため、別に定める基準により計上することができるものとする。

(運営費交付金の収益化)

第49条 運営費交付金の収益化に関し必要な事項は別に定める。

第9章 雑 則

(監査)

第50条 理事長は、予算の執行及び会計の適正を期するため、特に命じた理事又は職員をして監査を行わせるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第51条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成14年法律第39号)の改正前の中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第66条第1項第3号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、勤労者退職金共済機構会計規程の一部を改正する件(平成14年11月1日)による改正前の勤労者退職金共済機構会計規程第3条第2号、第5条第1項、

第6条第1項第2号及び第7条第1号から第3号までの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年3月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第12条第1項第2号については、平成20年1月4日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月29日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。